

介護老人保健施設ゆうゆ短期入所療養介護及び 介護予防短期入所療養介護運営規程

(目的)

第1条 医療法人社団知仁会が開設する介護老人保健施設ゆうゆ(以下「施設」という。)が行う指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護(以下「サービス」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設が、要介護者又は要支援者の心身の特性をふまえて、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上の世話などのサービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活が営むことができるようにし、1日でも長く家庭での生活が継続できるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 この施設においては、利用者の性、信条、経済的事由に関係なく、常に明るい家庭的なケアを指向する。

2. サービスの実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の所在地)

第3条 サービスを行う施設の所在地は広島県大竹市玖波五丁目2番2号とする。

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 施設の勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 医師 1名以上

医師は、利用者の診療及びその指示を行い、健康管理及び保健衛生指導に従事する。

- (3) 看護職員 10名以上

看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに介護と保健衛生管理に従事する。

- (4) 介護職員 23名以上

介護職員は、看護職員の援助業務と利用者の日常生活の介護を行う。

- (5) 薬剤師 1名(メープルヒル病院薬剤師を介護老人保健施設ゆうゆ非常勤職員として委嘱)

薬剤師は、医師の処方に従い、投薬を行う。

- (6) 理学療法士又は作業療法士及び言語聴覚士 1名以上

理学療法士又は作業療法士及び言語聴覚士は、利用者に対し、心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるためリハビリテーションを行う。

- (7) 管理栄養士 1名以上

管理栄養士は、献立作成、栄養量計算及び給食記録を行い、調理員を指導して給食業務に従事する。

- (8) 介護支援専門員 2名

介護支援専門員は、短期入所療養介護計画又は介護予防短期入所療養介護計画の作成を行う。

- (9) 支援相談員 1名以上

支援相談員は、利用者や扶養者との処遇上の相談、関係機関との連携業務、日常活動プログラムやレクリエーション計画の策定等を行う。

(10) 事務員 1名

事務員は、受付事務、庶務及び会計事務に従事する。

(定員)

第5条 この施設の定員は96名とする。

(サービスの内容及び利用料等)

第6条 サービスの内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。

- (1) 短期入所療養介護計画又は介護予防短期入所療養介護計画の立案
 - (2) 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特殊浴槽で対応)
 - (3) 医学的管理・看護
 - (4) 介護(退所時の支援も行う)
 - (5) 機能訓練(リハビリテーション・レクリエーション)
 - (6) 相談援助サービス
 - (7) 栄養管理サービス
 - (8) 行政手続き代行
 - (9) その他
2. 前項に定めるもののほか、別紙に掲げる費用の支払いを利用者から受けることができる。
 3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用希望者又はその家族に対して事前に文書を交付し説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合にも、同様に同意を得るものとする。

(受給用件等の確認)

第7条 施設は、サービスの利用の申し込みに際し、利用希望者の介護保険被保険者証の提示を求め、被保険者資格、要介護認定又は要支援認定の有無及び要介護認定又は要支援認定の有効期間を確認するものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、大竹市(阿多田島を除く)、和木町、廿日市市(旧大野町)、岩国市小瀬とする。

(入退所)

第9条 施設は、正当な理由なくサービスの提供を拒むことはできない。

2. 施設は、利用申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めなければならない。
3. 施設は、利用申込者の病状等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
4. 施設は、利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、介護施設サービスに関わる全ての職種による検討会議を定期的実施するものとする。
5. 施設は、利用者の退所に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、退所後の主治医及び居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターに対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密

接な連携に努めるものとする。

(利用者の処遇)

第10条 利用者の処遇にあたっては、その年齢、性格、生活歴及び心身の状態等を考慮して、個別に処遇方針を設定し、個々に適した処遇を行うものとする。

(機能訓練)

第11条 利用者に対する機能訓練は、医師及び理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の指導のもとに目標を設定し、定期的に評価を行い効果的な機能訓練が行えるようにするものとする。

(食事)

第12条 利用者に対する食事は、栄養並びに利用者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、配膳時間は朝食は8時、昼食は12時、夕食は18時とし、適温で提供するものとする。

2. 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めるものとする。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第13条 施設は、利用者に対し1週間に2回以上の入浴又は清拭を行う。

3. 施設は、利用者の病状及び心身の状態に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
4. 施設は、オムツを使用する利用者のオムツを適切に取り替えるものとする。
5. 施設は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行うものとする。

(協力医療機関)

第14条 施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、下記病院と協力病院委託契約を締結し、施設による内科的、外科的及び歯科的な医療を提供することが困難な場合であると認めたときは、下記での診療を依頼するものとする。

独立行政法人 国立病院機構 広島西医療センター

大竹市玖波四丁目1番1号

メープルヒル病院

大竹市玖波五丁目2番1号

(記録その他の整備)

第15条 施設は、入所者の介護保健施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該の起算日から2年間保存するものとする。

- (1) 短期入所療養介護計画の有効期限の終了日を起算日とする。
 - (2) 短期入所療養介護計画に沿って提供した具体的なサービスの内容等の記録は、当該計画の有効期限の終了日を起算日とする。
 - (3) 身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者等の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由の記録は、その対応の終了日を起算日とする。
 - (4) 苦情の内容等の記録は、その対応の終了日を起算日とする。
 - (5) 事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録は、その対応の終了日を起算日とする。
 - (6) 市町への通知に係る記録は、その対応の終了日を起算日とする。
2. 利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じるものとする。ただし、利用者の家族その他の者(利用者の代理人を含む)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じるものとする。

(身体拘束等)

第16条 施設は、原則として利用者に対し身体的拘束等を行わないものとする。ただし、自傷多害の恐れがある等緊急やむをえない場合は、管理者が判断し、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合には、施設の医師がその様態及び時間、その際の、利用者の心身の状況、緊急やむをえなかった理由を診療録に記載するものとする。

(秘密の保持)

第17条 施設とその職員は、業務上知りえた利用者又はその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。ただし次の各号についての情報提供については、利用者及びその家族から、あらかじめ同意を得た上で行うものとする。

- ① 介護保険サービス又は介護予防サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他の介護保険事業者又は介護予防サービス事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- ② 介護保険サービス又は介護予防サービスの質の向上のための学会、研究会での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名を使用することを厳守する。

2. 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとする。

(緊急時の対応)

第18条 入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、施設は協力医療機関での診療を依頼するものとする。また、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的医療機関を紹介するものとする。

2. 前項の状況が発生した場合、施設は利用者又はその家族が指定する者に対し、緊急に連絡するものとする。

(要望または苦情等の届出)

第19条 利用者及びその家族は、施設の提供するサービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員が受け付け、その要望または苦情等に対して迅速かつ適切に対応するものとする

(賠償責任)

第20条 サービスの提供に伴って施設の責に帰すべき事由によって、利用者が被害を被った場合、施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとする。

2. 利用者の責に帰すべき理由によって、施設が損害を被った場合、利用者及びその家族は、連帯して、施設に対して、その損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第21条 施設の火災その他非常事故を未然に防止し、万一、災害が発生した場合、人命の損傷を、施設の被害を最小限にするため、施設は、防災計画を策定し、防火管理者を選任するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第22条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2. 施設は、介護保健施設サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（施設利用に当たっての留意事項）

第23条 体調不良、発熱、下痢、風邪他感染症の疑いのある場合は利用をご遠慮願います。

2. 職員が転倒・転落・誤嚥等の事項防止の為に、行う指導・指示には従っていただきますようお願いいたします。
3. 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込み及び持ち帰りはご遠慮いただきます。
4. 飲酒は施設内においては禁止となっております。健康増進法の改正により施設敷地内禁煙となっております。敷地内での喫煙はご遠慮ください。
5. 火気の取扱いについては、施設内において指定された場所以外で火気を用いることは禁止となっております。
6. 設備・備品の利用について、故意又は過失によって施設に損害を与え、又は無断で備品の形状を変更した時は、その損害を弁償、又は現状に回復して頂きます。
7. 当施設が請求・依頼する金銭以外は、金銭及び貴重品の持ち込みはご遠慮下さい。無断で持ち込みされた場合のそれらの紛失等、管理に対する責任は一切負いません。
8. 他の利用者の介助など職員が行うべき仕事は禁止します。
9. 利用者間の物品と金銭の貸与・贈与は禁止します。
10. 職員に対する物品・金銭の供与は禁止します。
11. ナイフ、針、ハサミなど危険なものの持ち込みは禁止です。
12. ペットの持ち込みは禁止です。
13. 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

（その他）

第24条 施設は、職員の資質向上のため、下記のとおり研修を実施するものとする。

採用時研修 採用後3ヶ月以内

（ア）継続研修 年4回

（イ）その他の研修

2. この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団知仁会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
3. サービスの実施にあたり、疑義が生じたときは関係官庁の指導を得て、これを解決するものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。
この規程は、平成17年10月1日から施行する。
この規程は、平成20年1月4日から施行する。
この規程は、平成23年4月25日から施行する。
この規程は、平成25年7月10日から施行する。
この規程は、平成26年6月1日から施行する。
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
この規程は、平成28年4月1日から施行する。
この規程は、平成29年4月1日から施行する。
この規程は、平成29年7月1日から施行する。
この規程は、平成30年4月1日から施行する。
この規程は、平成30年6月4日から施行する。
この規程は、令和元年11月1日から施行する。
この規程は、令和2年3月1日から施行する。
この規程は、令和4年4月1日から施行する。
この規程は、令和7年4月1日から施行する。